

群馬県暴走族等の追放の推進に関する条例の運用について（例規通達）

平成15年3月18日

群本例規第12号（交指）警察本部長

〔沿革〕 平成19年8月群本例規第24号（少）、24年3月第5号（総企）、28年3月第5号（務）令和3年9月第21号（生企）改正

（概要）

この規定は、暴走族等の追放に向けた環境づくりを推進し、県民生活の安全と平穏の確保に寄与することを目的に制定した群馬県暴走族等の追放の推進に関する条例の適正かつ効果的な運用について

○ 運用方針

○ 運用上の留意事項

等の必要な事項を定めたものである。